

監査結果公表第4号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和2年 3月27日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	伊藤	嗣也
同	森川	慎

目 次

1. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 1 頁
(四日市市文化会館・四日市市茶室、市民文化部 文化振興課)

2. アクティオ株式会社 7 頁
(四日市市勤労者・市民交流センター、商工農水部 商工課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
市民文化部文化振興課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 令和元年12月11日から令和2年 1月16日まで
- 4 監査期間 令和2年 1月17日
- 5 監査対象年度 平成30年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点を置いて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
代 表 者	理事長 小林 長久
住 所	四日市市本町9番8号

2 指定管理の内容

施 設 名	①四日市市文化会館 ②四日市市茶室	
所 在 地	①四日市市安島二丁目5番3号 ②四日市市鶴の森一丁目13番17号	設置年月：①昭和57年8月 ②平成 6年7月
指 定 期 間	平成26年4月1日～平成31年3月31日	
指 定 管 理 料	276,389,000円（平成30年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 (平成30年度)	収 入 345,967,803円 支 出 347,223,064円 収 支 △1,255,261円	
利 用 実 績	年間利用者数 平成28年度 459,650人 平成29年度 410,183人（前年度比 49,467人減） 平成30年度 232,469人（前年度比 177,714人減）	

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用の許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、入場の制限等に関する事。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関する事。
- ウ 文化会館等の施設・設備等の維持管理に関する事。
- エ その他、文化会館等の運営に関する事。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
指定管理料	276,389,000	276,389,000	0
利用料等収益	60,213,000	43,863,620	△16,349,380
入場料等収益	13,815,000	10,327,948	△3,487,052
食堂使用料等収益	2,876,000	2,820,398	△55,602
広告料収益	5,032,000	3,661,900	△1,370,100
刊行物販売収益	248,000	241,700	△6,300
茶室収益	2,684,000	2,983,450	299,450
受取その他助成金	3,500,000	5,561,357	2,061,357
雑収益	100,000	118,430	18,430
経常収益 計	364,857,000	345,967,803	△18,889,197
給料手当	59,697,000	62,842,488	3,145,488
臨時雇賃金	21,042,000	20,422,010	△619,990
賞与引当金繰入	5,667,000	5,440,033	△226,967
退職給付費用	2,803,000	88,824	△2,714,176
福利厚生費	16,763,000	16,750,202	△12,798
会議費	883,000	718,753	△164,247
旅費交通費	1,352,000	1,255,860	△96,140
通信運搬費	3,642,000	3,326,698	△315,302
消耗什器備品費	926,000	2,067,904	1,141,904
消耗品費	7,259,000	6,055,821	△1,203,179
修繕費	9,827,000	10,245,614	418,614
印刷製本費	6,311,000	4,720,820	△1,590,180
燃料費	135,000	160,850	25,850
光熱水料費	39,298,000	29,398,069	△9,899,931
賃借料	12,056,000	11,169,949	△886,051
使用料	933,000	303,370	△629,630
手数料	1,351,000	1,297,550	△53,450
保険料	1,114,000	1,015,916	△98,084

交際費	145,000	133,600	△11,400
諸謝金	5,218,000	3,065,579	△2,152,421
租税公課	7,883,000	8,647,020	764,020
支払負担金	2,064,000	2,038,000	△26,000
委託費	141,153,000	138,798,827	△2,354,173
広告宣伝費	3,509,000	1,416,672	△2,092,328
雑費	7,000	7,500	500
管理費	0	15,825,135	15,825,135
経常費用計	351,038,000	347,213,064	△3,824,936
法人税、住民税及び 事業税	0	10,000	10,000
当期一般正味 財産増減額	13,819,000	△1,255,261	△15,074,261

第3 監査の結果

四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理者公益財団法人四日市市文化まちづくり財団における出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 領収書等帳票の取扱いについて

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、適切な事務処理を行うこと。

ア 請求書及び領収書において、金額の修正。

イ 領収書の控えにおいて、すべてを番号順に編綴せず、書損分を分けて編綴。

ウ 請求書において、「¥」マークの記載漏れ。

エ 請求書において、請求先の代表者名の記載漏れ。

オ 請求書において、摘要欄の記載漏れ。

カ 利用者が提出した利用料金の還付申請書において、「許可を受けた施設名」欄の記載不備。

(2) 物品管理について

消耗什器備品について、台帳が作成されておらず、数量の確認も実施していない。これらの管理物品は利用者への貸出しも行っており、紛失等の事故防止のため、厳重に管理しなければならない。速やかに台帳を作成し、物品の管理を徹底すること。

【市民文化部文化振興課】

(1) 備品管理について

指定管理者に貸与している備品において、次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 所管課による全件実査が未実施。

イ 備品ラベルの貼付誤り及び貼付漏れ。

2 意見

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 預金の管理について

文化会館・茶室の運営のために使用する預金について、預金残高が高額になった場合は、文化まちづくり財団の本部会計で適切に運用されるよう、本部会計へ送金を行うこと。そのために、文化会館で管理する金額の上限を定め、上限を超えたら送金するといった仕組みづくりを行うこと。

【要望事項】

(2) 事業収支について

正味財産増減計算書において、事業計画の段階では約1,381万円の利益が見込まれていたのに対し、実績は約125万円の損失となっている。大規模改修工事による減収等の影響が見通しより大きかったとのことである。根拠のある確実性の高い事業収支計画を策定するとともに、計画どおり実行できるよう収益の確保、経費の削減に努めること。

【改善事項】

(3) 利用率の向上について

文化会館の貸館について、文化会館の機能を利用したいと考える利用者には周知されていると思われるが、空室を少なくし、より利用率を向上させるため、新たな利用者層の発掘について研究すること。

【要望事項】

(4) 車いすの管理について

車いすが設置されているが、錆が浮いているなど劣化が目立つものが見受けられた。利用者が安全に利用できるかどうか点検を行うこと。

【改善事項】

(5) 授乳室の案内について

展示棟1階に授乳室が設置されているが、授乳室が設置されている旨の表示が分かりにくいいため、利用者の目に留まる位置に表示を設置すること。

【改善事項】

(6) 喫煙所について

屋外に設置されている喫煙所について、排気装置を設置するなど周囲への煙の影響を配慮した対策を行うこと。

【改善事項】

(7) 売店について

売店に設置されている飲料用ショーケースについて、商品が入っているにもかかわらず、売店職員が不在時も施錠されていない。盗難防止対策を行うこと。

【改善事項】

(8) 搬入口への駐車について

ホールの搬入口への駐車は、ホールの利用者（主催者）しか認められていない。誤って一

般の入場者が駐車するといったトラブルを防ぐため、ホール搬入口に駐車する利用者に許可証を発行し車両内の見えやすい位置に設置してもらうなど、市民に対して分かりやすい表示を行うこと。 【要望事項】

(9) 契約先の選定について

工事金額が50万円未満であり、緊急であるとの理由から、単独随意契約により工事を発注している事例が見受けられた。少額の工事であっても、市に準じて見積り合わせにより業者を選定すること。 【要望事項】

(10) 茶室「泗翠庵」で使用する抹茶について

ア 茶室開設当時から単独随意契約により同一の業者から購入している。複数の業者から見積りを徴収し契約先の決定を行うこと。 【改善事項】

イ 使用する抹茶のほとんどが他県産とのことである。四日市産の抹茶のPRのため、四日市産の抹茶の使用頻度を増やすこと。 【改善事項】

(11) 労務管理について

労働基準法第36条に基づく労使協定で時間外労働の上限として定めた年間360時間を上回る時間外労働が発生しているとのことである。労務管理を徹底すること。

【改善事項】

(12) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて指定管理者内でのチェック・牽制体制が十分に機能していない。事務処理のルールを再度確認し、内部事務管理の徹底を図ること。 【改善事項】

(13) 消耗品の購入について

100円ショップ等で消耗品を頻繁に購入している。何度も行き来することのないよう必要なものをまとめて購入する、または注文した商品が配送されるシステムを利用するなど、勤務時間中の職員の行動について市民から疑念を持たれないよう、購入方法を見直すこと。

【改善事項】

【市民文化部文化振興課】

(1) 利用料金について

貸館の利用料金について、「商業宣伝、営業又はこれらに類する目的」に使用する場合は加算利用料が課されることが条例により定められているが、どのような場合が「商業宣伝、営業又はこれらに類する目的」に該当するのかを示す判断基準が定められていない。具体的な基準の策定について検討すること。 【改善事項】

(2) 茶室「泗翠庵」の利用促進について

茶室「泗翠庵」の貸館について、年間の半数以上が利用されていない。市の税金で管理しているのであれば、より多くの人に利用されるべきである。引き続き指定管理者により施設のPRを行うとともに、文化振興のために無料で施設を開放するなど利用率向上のための取り組みを行うこと。 【要望事項】

(3) 指定管理者への指導監督について

指定管理者の事務処理において、基本的な部分でいくつかの指摘事項が見受けられた。事務処理のルールについて指導を行うとともに、定期的に収入・支出関係証拠書類の調査・照

合を行うなど牽制を行うこと。

【改善事項】

(4) 指定管理の在り方について

当施設の管理運営は、開設時から現在まで文化まちづくり財団が行っているが、事業収支計画の策定や、消耗什器備品の管理など、管理運営に緩みが生じているのではないかと考えられる。また、文化まちづくり財団は市が100%出捐する団体であるが、そのような団体に管理運営を委任するメリットや理由、指定管理の在り方について再度研究すること。

【要望事項】

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 アクティオ株式会社
商工農水部商工課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 令和元年12月13日から令和2年 1月16日まで
- 4 監査期間 令和2年 1月17日
- 5 監査対象年度 平成30年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査方法 公の施設の指定管理者に対して、公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点を置いて監査を実施した。
また、所管所属に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	アクティオ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 淡野 文孝
住 所	東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市勤労者・市民交流センター	
所 在 地	四日市市日永東一丁目2番25号	設置年月：平成21年4月
指 定 期 間	平成26年4月1日～平成31年3月31日	
指 定 管 理 料	42,378,000円（平成30年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 (平成30年度)	収 入	56,579,511円
	支 出	56,245,539円
	収 支	333,972円
利 用 実 績	年間利用者数 平成28年度 96,072人 平成29年度 95,635人（前年度比 437人減） 平成30年度 93,517人（前年度比 2,118人減）	

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可、入場の制限等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関すること。
- ウ 勤労者・市民交流センターの施設・設備等の維持管理に関すること。
- エ その他、勤労者・市民交流センターの運営に関すること。

4 収支状況

単位：円

項目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
貸館収入	12,376,800	11,590,265	△786,535
指定管理料	42,378,000	42,378,000	0
自主事業収入	1,712,880	2,273,786	560,906
その他収入	237,600	337,460	99,860
収入計	56,705,280	56,579,511	△125,769
人件費	25,401,600	23,906,823	△1,494,777
消耗品費	896,400	483,163	△413,237
印刷製本費	54,000	0	△54,000
光熱水費	7,160,400	7,611,354	450,954
修繕料	1,728,000	1,791,036	63,036
器具修繕費	129,600	0	△129,600
通信運搬費	496,800	590,178	93,378
広告料	216,000	148,600	△67,400
保険料	259,200	240,874	△18,326
委託料	9,506,160	9,519,576	13,416
賃借料、その他	1,013,040	1,215,961	202,921
事業費 (ソフト事業費)	5,336,280	6,366,321	1,030,041
一般管理費	4,507,800	4,371,653	△136,147
支出計	56,705,280	56,245,539	△459,741
収支	0	333,972	333,972

第3 監査の結果

四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者アクティオ株式会社における出納及びその他関連する事務並びに所管所属の指定管理者に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【アクティオ株式会社】

(1) 協定書に定められた報告書等について

基本協定書第16条第7項に基づく防火管理者の氏名の通知がなされていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(2) 領収書について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 書損となった領収書の廃棄。

イ 連番の未記載。

【商工農水部商工課】

特になし

2 意見

【アクティオ株式会社】

(1) 自主事業について

自主事業については、よりニーズの高い内容の事業を実施できるよう、関係団体と意見交換を行うなど幅広く情報収集を行うこと。 【要望事項】

(2) 貸室の予約について

貸室の予約は先着順となっているため、受付開始日の前日から利用者が並ぶ様子が見受けられるとのことである。また、利用希望者が一度に予約ができる日数や部屋数の上限がないため、特定の個人・団体によって多くの貸室が利用され、その他の市民が使用しづらい状況が発生している。広く多くの市民に当施設が利用されるよう、所管課と協議し、予約の方法について検討を行うこと。 【要望事項】

(3) 周辺施設整備による影響について

令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、中央緑地公園の駐車場等周辺の施設が整備されることにより、当施設の利用者も増加する可能性がある。周辺施設整備による影響や新たなニーズを考慮し、必要に応じて対策を行うこと。

【要望事項】

(4) 内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて指定管理者内でのチェック・牽制体制が十分に機能していない。事務処理のルールを再度確認し、内部事務管理の徹底を図ること。 【改善事項】

(5) スリッパの設置場所について

多目的ホールは上履きを履いて利用する人が多いため、外に出る際に上履きから靴への履き替えが不要になるよう、上履きの上から履けるスリッパを多目的ホールの入り口に用意している。そのスリッパのままトイレを利用し、多目的ホールまで廊下を歩くのは衛生的ではないと考えられるため、スリッパをトイレ付近に設置し、多目的ホールとトイレの間にマットを敷くなど衛生面の改善を図ること。 【改善事項】

【商工農水部商工課】

(1) 指定管理者との調整会議に係る記録について

毎月の調整会議の記録及び資料が供覧されていなかった。協議・報告内容を共有するため、課内で供覧すること。 【改善事項】

(2) 指定管理者への指導監督について

指定管理者の事務処理において、基本的な部分でいくつかの指摘事項が見受けられた。事務処理のルールについて指導を行うとともに、定期的に収入・支出関係証拠書類の調査・照合を行うなど牽制を行うこと。 【改善事項】

(3) 利用料金について

ア 貸室の利用料金について、条例で「商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は100分の200をそれぞれ乗じて得た額を加算する。」と定められているが、どのような場合が「商業宣伝、営業又はこれらに類する目的」に該当するのかわかる判断基準が定められていない。具体的な基準の策定について検討すること。 【改善事項】

イ 貸室の利用料金の減免について、「その他市長が特に必要があると認めた場合」は5割減額することが施行規則により定められているが、その具体的な基準は明確に定められていない。市の委託事業に限り認めるという運用をしているとのことであるが、そうでない事例も見受けられた。どのような場合に認められるのかわかる具体的な基準を策定し、明確にすること。併せて、指定管理者に対し、減免するときには、減免決定に係る文書においてその根拠を明らかにするよう指導すること。 【改善事項】

(4) 指定管理者の勤務状況の把握について

所管課として指定管理者の人員配置の確認はしているが、時間外勤務の状況については把握していないとのことである。時間別のシフト体制がどうなっているか、また、指定管理料が適切かどうかを判断するためにも、勤務状況について把握する必要があると思われるため、可能な範囲で指定管理者の職員の勤務状況について確認を行うこと。 【要望事項】

(5) 職員用駐車場について

本館の西側に指定管理者の職員が利用する駐車場が設けられている。市民に職員用駐車場であるということが明確に分かるような表示について、指定管理者と協議すること。 【要望事項】